

建設機械貸付契約書

建設機械名

形式及び数量

上記の建設機械について、貸付人分任契約担当官 近畿地方整備局 ○○○○○事務所長 ○○ ○○ を甲とし、借受人 ○○県知事 ○○ ○○ を乙として、次の条項によって建設機械貸付契約を締結し、契約の承認として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 使用場所

2 事業名又は使用目的

3 貸付期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 貸付料 無償

5 受渡しの場所及び日時

(1) 引渡期日 平成 年 月 日
引渡場所

(2) 返納期日 平成 年 月 日
返納場所

6 貸付条件

- (1) 乙は、貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用（甲が貸付けの性質により、これらの費用を乙に負担させることが適当でないと認めた場合を除く）を負担しなければならない。
- (2) 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物品を管理し、その効率的使用に努めなければならない。
- (3) 乙は、貸付物品について修繕、改造その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなくてはならない。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
- (4) 乙は、貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求してはならない。
- (5) 乙は、貸付物品を転貸し、又は担保に供してはならない。
- (6) 乙は、貸付物品を貸付の目的以外の目的のために使用してはならない。
- (7) 乙は、貸付物品について、使用場所が指定された場合には、指定された場所以外の場所では使用してはならない。
- (8) 乙は、貸付物品を貸付期間満了の日までに、指定の場所において返納しなくてはならない。

- (9) 貸付条件に違反したときは、乙は甲の指示に従い、貸付物品を返納しなくてはならない。
- (10) 甲が特に必要があると認めて貸付期間満了前に返納を命じたときは、乙はその指示に従い、貸付物品を返納しなくてはならない。
- (11) 乙は、貸付物品を亡失し、又は損傷したときには、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を添付した報告書を甲に提出し、その指示に従わねばならない。
- (12) 甲が貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をするときは、乙はこれに応じねばならない。
- (13) 貸付機械の貸付期間中の事故に伴い、自動車損害賠償保障法第19条の2の規定により支払った追加保険料については、当該事故が甲の責に帰すべき事由により発生した場合を除き、乙が弁償の責に任ずるものとする。
- 7 この契約に関し疑義を生じたときは甲乙協議して解決する。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名